

市役所公用車への広告を募集します

市役所公用車に広告を掲載しませんか。

◆ 募集内容

1 公用車の広告掲出面積など

No.	自動車の種別	車体広告の面積	広告料(年額・税抜き) 入札最低価格	募集枠
1	マイクロバス	縦0.5m以下×横1.4m以下 ×2面(1台当たり)	1台 60,000円	1台

◆ 掲出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◆ 募集要項等の配布

1 配布期間

令和8年2月2日(月)から2月27日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日、祝日を除く。)

2 配布場所

宇都宮市ホームページからダウンロードできます。
また、管財課(市役所5階)で配布します。

◆ 申込書等の提出

1 提出物

- ・広告掲出申込書(公用自動車車体広告)
- ・見積書(掲出場所ごとに見積書を提出してください。)
- ・広告原稿
- ・会社概要(法人の場合)

2 提出方法

・持参の場合

市役所5階の管財課へ提出してください。

受け付けは、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く。)

・簡易書留の場合

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所 理財部管財課 あて

簡易書留で「広告事業申込書在中」と明記してください。簡易書留以外は無効になります。

3 提出期限

令和8年2月27日(金)午後5時15分必着

(簡易書留の場合、当日消印分まで)

◆ 広告主の決定方法

- 1 広告内容等について審査を行います。
 - 2 審査を通過したものについて、入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、見積金額の高い申込者から順に広告主として決定します。
 - 3 結果は、広告主として決定した申込者に文書で通知します。
- ※ 入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、募集枠内で見積金額が同額となった場合、抽選により広告主を決定いたします。

◆ その他

- 1 応募者は、この募集要項、宇都宮市広告事業実施要綱、宇都宮市広告事業掲載基準等を熟読のうえ、応募してください。
- 2 応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 3 途中解約による返金はできません。

◆ 関係資料

- ・ 広告事業のご案内(募集要項)
- ・ 広告掲出場所の写真
- ・ 宇都宮市公用自動車車体広告掲出申込書(公用車用)
- ・ 宇都宮市広告事業見積書(公用車用)
- ・ 宇都宮市広告事業実施要綱
- ・ 宇都宮市広告事業掲載基準
- ・ 宇都宮市公用自動車車体広告掲出取扱要領
- ・ 宇都宮市公用自動車車体広告掲出基準

■ 問い合わせ

管財課 028-632-2149(公用車)